

第65期 定時株主総会 招集ご通知

「地域社会」に新たな価値を提供し続ける企業へ

日時

2022年6月30日(木曜日)
午前10時

場所

岐阜県可児市下恵土3433-139
可児市文化創造センター主劇場

(開催場所が前年と異なっております。ご来場の際は、
末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いた
だき、お間違えのないようお願い申し上げます。)

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取
締役を除く)11名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名
選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取
締役及び社外取締役を除く。)
に対する譲渡制限付株式の付
与のための報酬決定の件

新型コロナウイルス感染予防および感染拡大防止のため、本総会につきましては、「縮小した規模」での運営とさせていただきます。株主の皆様におかれましては、書面・インターネット等による事前の議決権行使をご検討いただきますよう、お願い申し上げます。

証券コード 9956
2022年6月13日

株 主 各 位

岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 **バール** ホールディングス

代表取締役会長兼社長 田代正美

第65期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 2022年6月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 可児市文化創造センター 主劇場 岐阜県可児市下恵土3433-139
開催場所が前年と異なっております。末尾の会場案内をご参照ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案
- 第2号議案
- 第3号議案
- 第4号議案

- 定款一部変更の件
取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件
監査等委員である取締役4名選任の件
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに基づき、当社ホームページに掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載していません。
- I. 事業報告に表示すべき事項のうち以下の項目
「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「会社の支配に対する基本方針」
 - II. 連結株主資本等変動計算書
 - III. 連結計算書類における「連結注記表」
 - IV. 株主資本等変動計算書
 - V. 計算書類における「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://valorholdings.co.jp/>

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を切り離さずに、会場受付にご提出ください。

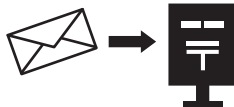
**ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、
ご了承いただきますようお願い申し上げます。**

株主総会
開催日時

2022年6月30日（木）午前10時

株主総会にご出席されない場合

郵送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議案に賛否のご表示がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2022年6月29日（水）午後5時到着分まで

インターネット等



当社指定の議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にて議案に対する賛否をご入力ください。詳細は次ページをご覧ください。

スマートフォンにより議決権を行使される場合は、同封の「スマート行使」に関するリーフレットをご参照ください。

行使期限

2022年6月29日（水）午後5時まで

ご注意事項

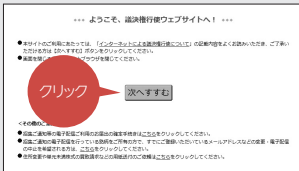
- 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承の上、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

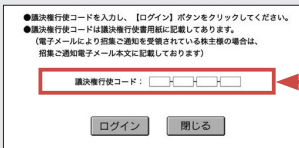
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net>



スマートフォンの場合、議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取って議決権を行使いただくことも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です)

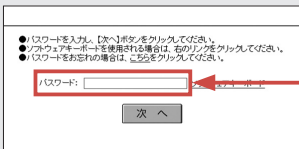
2 ログイン



議決権行使コード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

3 パスワードの入力



パスワード

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックしてください。

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。
本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

システムのご利用に関する ご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

 **0120-652-031**
(受付時間 午前9時～午後9時)

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームについて
機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 代表取締役の機能と責任の明確化を図るため、取締役会が代表取締役の中から最高経営責任者を選定することができる旨を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削除 ></p>

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="374 439 526 470">< 新 設 ></p> <p data-bbox="160 632 742 934">第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員を除く）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員を除く）の中から取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ各若干名を定めることができる。</p> <p data-bbox="374 979 526 1010">< 新 設 ></p>	<p data-bbox="765 284 1347 591">第17条（電子提供措置等） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="765 632 1347 697">第22条（代表取締役、<u>役付取締役、最高経営責任者</u>）</p> <p data-bbox="919 768 1146 798">< 現行どおり ></p> <p data-bbox="765 943 1347 1044">3. <u>取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から最高経営責任者（CEO）を選定することができる。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>< 新設 ></p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）11名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（11名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）は次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	主な地位及び担当	取締役会への出席状況
1	再任	たしろ まさみ 田代 正美	代表取締役会長兼社長	12回／12回 (100%)
2	再任	よこやま さとる 横山 悟	取締役副社長	11回／12回 (92%)
3	再任	もり かつゆき 森 克幸	取締役（株式会社タチャ代表 取締役会長）	12回／12回 (100%)
4	再任	しのはな あきら 篠花 明	常務取締役 管理本部長	12回／12回 (100%)
5	再任	こいけ たかゆき 小池 孝幸	取締役 流通技術本部長	12回／12回 (100%)
6	再任	よねやま さとし 米山 智	取締役 事業改革推進室長兼 ルビット事業部長	12回／12回 (100%)
7	再任	わがと もりさく 和賀登 盛作	取締役（株式会社ホームセン ターパロー代表取締役社長）	12回／12回 (100%)
8	再任	たかす もとひこ 高巢 基彦	取締役（中部薬品株式会社代 表取締役社長）	12回／12回 (100%)
9	再任	あさくら しゅんいち 浅倉 俊一	取締役 （アレンザホールディングス 株式会社代表取締役社長）	11回／12回 (92%)
10	再任	たかはし としゆき 高橋 俊行	社外 独立	8回／8回 (100%)
11	再任	はやし みほこ 林 美保子	社外 独立	8回／8回 (100%)

1

再任

 た し ろ ま さ み
田 代 正 美

1947年(昭和22年)6月9日生

所有する当社株式数

1,439,846株
略歴、地位及び担当

1977年(昭和52年)4月 当社入社
 1979年(昭和54年)11月 当社 取締役
 1984年(昭和59年)11月 当社 常務取締役
 1990年(平成2年)10月 当社 専務取締役
 1994年(平成6年)6月 当社 代表取締役社長
 2015年(平成27年)4月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社バロー代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

田代正美氏は、1994年以來、当社の代表取締役社長を務めるとともに当社グループ子会社の代表取締役を兼務するなど、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。

当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

2

再任

 よ こ や ま さ と る
横 山 悟

1956年(昭和31年)2月21日生

所有する当社株式数

7,440株
略歴、地位及び担当

1994年(平成6年)7月 当社入社
 2006年(平成18年)1月 株式会社アクロス 代表取締役社長
 2006年(平成18年)6月 当社 取締役
 2018年(平成30年)4月 当社 取締役副社長 (現任)
 株式会社バロー 取締役副社長
 株式会社アクロス 代表取締役会長
 株式会社アクロス 代表取締役社長 (現任)

2021年(令和3年)5月

重要な兼職の状況

株式会社アクロス代表取締役社長

株式会社バローマックス代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

横山悟氏は、2006年より当社のスポーツクラブ事業子会社の代表取締役、また2018年より当社取締役副社長を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。

当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

3

再任

もり
森 かつ
克 ゆき
幸

1961年(昭和36年)6月22日生

所有する当社株式数

9,200株

略歴、地位及び担当

1992年(平成4年)5月 マルダイタチヤ株式会社(現株式会社タチヤ)入社

2006年(平成18年)1月 株式会社タチヤ 代表取締役社長

2007年(平成19年)1月 株式会社サンフレンド(現株式会社食鮮館タイヨー) 代表取締役社長

2015年(平成27年)6月 当社 取締役(現任)

2018年(平成30年)4月 株式会社タチヤ 代表取締役会長(実績)
株式会社バロー 常務取締役 SM事業統括本部長

2019年(平成31年)1月 同社 専務取締役 SM事業統括本部長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社タチヤ代表取締役会長
株式会社バロー専務取締役
株式会社八百鮮取締役会長
株式会社ヤマダ代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

森克幸氏は、2006年より当社のスーパーマーケット事業子会社の代表取締役を兼務するなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

4

再任

しの はな
篠 花 あきら
明

1972年(昭和47年)9月25日生

所有する当社株式数

12,900株

略歴、地位及び担当

2006年(平成18年)5月 当社入社

2011年(平成23年)2月 当社 SM営業部長

2014年(平成26年)6月 当社 取締役

2015年(平成27年)4月 当社 常務取締役(現任)
当社 管理本部長兼総務部長

2015年(平成27年)10月 当社 総務人事部長兼リスクマネジメント部長

2017年(平成29年)1月 当社 総務人事部長

2019年(令和元年)9月 当社 総務部長

2020年(令和2年)4月 当社 管理本部長兼財務部長(現任)

重要な兼職の状況

中部アグリ株式会社代表取締役社長
株式会社バローエージェンシー代表取締役社長
株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長

取締役候補者の選任理由

篠花明氏は、当社スーパーマーケット事業営業部門の責任者及び当社管理部門の責任者の経験と共に、当社グループ子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

5

再任

 こ いけ たか ゆき
小 池 孝 幸

1972年(昭和47年)9月20日生

所有する当社株式数

4,000株
略歴、地位及び担当

1995年(平成7年)4月 当社入社
 2005年(平成17年)1月 当社 社長室長
 2008年(平成20年)5月 当社 物流部長
 2018年(平成30年)4月 中部興産株式会社 代表取締役社長
 (現任)
 2019年(平成31年)1月 当社 IT戦略室長兼情報システム部
 長
 2019年(令和元年)6月 当社 取締役 (現任)
 2020年(令和2年)4月 当社 流通技術本部長兼システム部長
 (現任)

重要な兼職の状況

中部興産株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

小池孝幸氏は、当社グループが運営するチェーンストアのインフラを支える物流事業子会社の代表取締役を務めるとともに、当社の情報システム部門の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

6

再任

 よね やま さとし
米 山 智

1972年(昭和47年)8月13日生

所有する当社株式数

3,000株
略歴、地位及び担当

1996年(平成8年)4月 アクセンチュア株式会社入社
 2006年(平成18年)9月 カート・サーモン・アソシエイツ入社
 2011年(平成23年)4月 ワタミ株式会社 執行役員総合企画室長
 フロンティア・ターンアラウンド株式会社
 マネージング・ディレクター
 2014年(平成26年)1月 当社入社
 2015年(平成27年)4月 当社 SM事業統括本部長
 2015年(平成27年)6月 当社 取締役 (現任)
 2015年(平成27年)10月 株式会社パロー 取締役事業統括本部長
 2018年(平成30年)5月 当社 総合企画室長
 2018年(平成30年)7月 当社 総合企画室長兼ルビット事業部長
 2020年(令和2年)4月 当社 ルビット事業部長 (現任)
 2020年(令和2年)6月 当社 事業改革推進室長 (現任)

取締役候補者の選任理由

米山智氏は、経営コンサルタント及び他社での経営の経験とともに当社のスーパーマーケット事業子会社の責任者や当社のカード事業の責任者を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

7

再任

わがと もり さく
和賀登 盛 作

1959年(昭和34年)5月4日生

所有する当社株式数

19,500株

略歴、地位及び担当

1983年(昭和58年)12月 株式会社富士屋入社
 2000年(平成12年)1月 当社 HC商品部長
 2004年(平成16年)7月 当社 HC営業部長
 2011年(平成23年)6月 当社 取締役(現任)
 2014年(平成26年)1月 当社 HC営業部長
 2015年(平成27年)6月 株式会社ホームセンターバロー 代表取締役社長(現任)
 2019年(平成31年)4月 アレンザホールディングス株式会社 取締役副社長(現任)

重要な兼職の状況

株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長
 株式会社ファースト代表取締役社長
 アレンザホールディングス株式会社取締役副社長

取締役候補者の選任理由

和賀登盛作氏は、当社のホームセンター事業子会社の代表取締役等を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
 当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

8

再任

たか す もと ひこ
高 巢 基 彦

1974年(昭和49年)1月22日生

所有する当社株式数

1,700株

略歴、地位及び担当

1996年(平成8年)4月 中部薬品株式会社入社
 2011年(平成23年)3月 同社 商品部長
 2012年(平成24年)1月 同社 事業本部長
 2013年(平成25年)6月 同社 取締役
 2015年(平成27年)6月 同社 常務取締役
 2017年(平成29年)6月 当社 取締役(現任)
 2018年(平成30年)4月 中部薬品株式会社 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

中部薬品株式会社代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

高巢基彦氏は、当社のドラッグストア事業子会社の代表取締役を務めるなど、当社グループの経営に対する経験・実績・見識を有しております。
 当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

9

再任

 あさ くら しゅん いち
浅 倉 俊 一

1950年(昭和25年)1月18日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

- 1976年(昭和51年)4月 株式会社アサクラ (現 株式会社ダイユーエイト) 設立
代表取締役社長
- 1977年(昭和52年)6月 株式会社ダイユーエイト (商号変更)
代表取締役社長 (現任)
- 2016年(平成28年)9月 ダイユー・リックホールディングス株式会社 (現 アレンジホールディングス株式会社) 代表取締役社長 (現任)
- 2019年(令和元年)6月 当社 取締役 (現任)

重要な兼職の状況

アレンジホールディングス株式会社代表取締役社長
株式会社ダイユーエイト代表取締役社長

取締役候補者の選任理由

浅倉俊一氏は、1976年にホームセンター事業会社を設立し、経営者として事業拡大を進めた経験・実績・見識を有しております。
当社のグループ経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

10

 再任
社外
独立

 たか はし とし ゆき
高 橋 俊 行

1950年(昭和25年)12月11日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

- 1974年(昭和49年)4月 味の素株式会社入社
- 2003年(平成15年)6月 同社 執行役員東京支社長
- 2006年(平成18年)6月 カルピス株式会社 常勤顧問
- 2011年(平成23年)6月 同社 取締役専務執行役員
- 2012年(平成24年)10月 味の素株式会社 アドバイザー
- 2013年(平成25年)6月 味の素冷凍食品株式会社 監査役
- 2015年(平成27年)6月 同社退任
- 2021年(令和3年)6月 当社 社外取締役 (現任)

取締役候補者の選任理由及び期待される役割

高橋俊行氏は、食品製造業における豊富な経験・実績を有するとともに、企業経営に関する経験・実績・見識を有しております。
このような経験と実績を当社のグループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

再任
社外
独立

はやし み ほ こ
林 美保子

1971年(昭和46年)6月4日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

1998年(平成10年)12月	有限会社ビットデザイン (現 株式会社オレンジ・コミュニケーションズ) 入社
2003年(平成15年)11月	株式会社美橙 (現 株式会社オレンジ・コミュニケーションズ) 監査役
2008年(平成20年)4月	同社 取締役
2015年(平成27年)6月	株式会社オレンジ・コミュニケーションズ 取締役社長 (現任)
2021年(令和3年)6月	当社 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社オレンジ・コミュニケーションズ取締役社長

重要な兼職先と当社の関係

当該兼職先と当社の間には特別な関係はありません。

取締役候補者の選任理由及び期待される役割

林美保子氏は、広報・広告活動やイベントの企画・運営に関する豊富な経験・実績を有するとともに、企業経営に関する経験・実績・見識を有しております。

このような経験と実績を当社のグループ経営の推進やコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
2. 高橋俊行氏及び林美保子氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき、社外取締役候補者2名を独立役員として届け出ております。
3. 林美保子氏を除く各候補者の「重要な兼職の状況」に記載の法人は、当社の子会社又は関連会社であります。
4. 社外取締役候補者の林美保子氏につきましては、職業上使用している氏名であり、その氏名が高名であるため、上記のとおり表記しておりますが、戸籍上の氏名は山池美保子であります。
5. 高橋俊行氏及び林美保子氏の当社の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
6. 当社は、社外取締役である高橋俊行氏及び林美保子氏と責任限定契約を締結しております。当社は各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合、会社法第425条第1項の最低限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
- 当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
- 但し、法令違反の行為であったことを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	地位	取締役会 への出席状況	監査等委員会 への出席状況
1	新任 あびこ としお 安孫子 寿夫		—	—
2	再任 ますだ むつお 増田 陸奥夫	社外 独立	10回／12回 (83%)	12回／15回 (80%)
3	再任 はた ひろふみ 秦 博文	社外 独立	12回／12回 (100%)	15回／15回 (100%)
4	再任 いとう ときみつ 伊藤 時光	社外 独立	12回／12回 (100%)	15回／15回 (100%)

1

新任

 あ び こ と し お
安孫子 寿夫

1967年(昭和42年)6月20日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

1991年(平成3年)4月	農林中央金庫入庫
2013年(平成25年)7月	同庫 投融資企画部副部長
2016年(平成28年)6月	同庫 大阪支店支配人
2019年(平成31年)4月	全国農業協同組合中央会 JA経営対策部担当部長
2022年(令和4年)6月	当社入社 管理本部付 (現任)

取締役候補者とした理由

安孫子寿夫氏は、金融機関に勤務された経験や知見、また財務及び会計に関する高い見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者としております。

2

再任

社外

独立

 ま す だ む つ お
増 田 陸奥夫

1944年(昭和19年)8月7日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

1969年(昭和44年)4月	農林中央金庫入庫
2004年(平成16年)6月	同庫 代表理事副理事長
2005年(平成17年)6月	同庫退任
2007年(平成19年)9月	農業経営サポート研究会 会長
2008年(平成20年)9月	株式会社えいらく 会長
2009年(平成21年)9月	一般社団法人日本食農連携機構 理事長 (現任)
2015年(平成27年)6月	当社 社外取締役
2016年(平成28年)6月	当社 社外取締役(監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

一般社団法人日本食農連携機構 理事長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

増田陸奥夫氏は、金融機関に勤務された経験やその後も幅広い活動による経験や知見、また財務及び会計に関する高い見識を有しております。当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

3

再任

社外

独立

はた ひろ ふみ
秦 博 文

1951年(昭和26年)12月16日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

1979年(昭和54年)10月 監査法人八木・浅野事務所 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所
 1999年(平成11年)5月 太田昭和監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員
 2007年(平成19年)7月 日本公認会計士協会 理事
 2014年(平成26年)7月 公認会計士秦博文事務所 所長 (現任)
 2015年(平成27年)6月 当社 社外取締役
 2016年(平成28年)6月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

公認会計士秦博文事務所 所長
 佐藤食品工業株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

秦博文氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、長年公認会計士として企業の会計監査等を務められた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。
 当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

4

再任

社外

独立

い とう と き みつ
伊 藤 時 光

1954年(昭和29年)9月6日生

所有する当社株式数

一株

略歴、地位及び担当

2006年(平成18年)7月 名古屋国税局 総務部国税広報広聴室長
 2012年(平成24年)7月 名古屋国税局 総務部総務課長
 2014年(平成26年)7月 名古屋中税務署 署長
 2015年(平成27年)8月 伊藤時光税理士事務所 所長 (現任)
 2016年(平成28年)6月 当社 社外取締役(監査等委員) (現任)

重要な兼職の状況

伊藤時光税理士事務所 所長
 株式会社ウツノ 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊藤時光氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、税理士の資格とともに長年税務に携わられた経験から財務及び会計に関する高い見識と企業活動に関する知見を有しております。
 当社のコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 安孫子寿夫氏は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏並びに伊藤時光氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は社外取締役候補者3名を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 増田陸奥夫氏及び秦博文氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって7年、当社監査等委員である取締役就任期間は6年であります。
伊藤時光氏の当社監査等委員である取締役就任期間は6年であります。
5. 当社は、社外取締役である増田陸奥夫氏及び秦博文氏並びに伊藤時光氏と責任限定契約を締結しております。当社は各氏の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
なお、その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
6. 当社は、取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。
当該保険契約では、被保険者が会社の職務執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。
但し、法令違反の行為であったことを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
本議案をご承認いただいた場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新する予定です。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬限度額は、金銭報酬については2016年6月30日開催の第59期定時株主総会において年額400百万円以内とすること、株式交付信託制度に基づく株式報酬については2017年6月29日開催の第60期定時株主総会において株式を交付するために必要な取得資金として、5年間で300百万円及び延長する信託期間の年数に60百万円を乗じた金額を上限とすることをご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬制度を導入することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。つきましては、現行の取締役の金銭報酬枠の枠内で、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額50百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25千株以内といたしたいと存じます。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、当社の現在の対象取締役は9名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、9名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25千株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、

(1)対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日（ただし、譲渡制限付株式の交付の日の属する事業年度の経過後3月を経過するまでに当該地位を喪失する場合につき、当該事業年度経過後6月以内で当社の取締役会が別途定めた日があるときは、当該日）までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保

権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)当社は、対象取締役が、役務提供期間の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(6)上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(7)本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、当社は、2021年6月25日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めておりますが、本議案をご承認いただくことを条件に、当該方針を本議案に沿う内容に変更することを予定しております。また、上記のとおり、本割当株式の払込金額は特に有利とならない範囲の金額とし、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せず説明しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響から持ち直しの動きが見られたものの、感染収束の見通しは依然として立っておらず、また、地政学リスク等わが国に与える影響もあり、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境の下、当社グループでは、当連結会計年度よりスタートした中期3ヵ年経営計画(「コネクト2030～商品・顧客・社会を繋ぐ」を戦略目標)に沿って、製造機能を活かした商品力の向上や来店目的を明確にした「DESTINATION・ストア」への転換を進めました。顧客との接点強化の柱の一つである自社電子マネー「Lu Vit(ルビット)カード」会員は376万人、Lu Vitアプリ登録会員は53万人となりました。EC(電子商取引)につきましては、2021年6月30日にアマゾンジャパン合同会社との協業により開始したネットスーパーが順調な伸びを示し、商圈シェアの拡大にも寄与しました。なお、当連結会計年度末現在のグループ店舗数は1,294店舗となっております。

また、中長期経営方針に掲げる「サステナビリティ・ビジョン 2030」の下、太陽光発電設備の導入拡大など、持続可能な社会への基盤強化を図りながら、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」提言への賛同表明とTCFD提言に基づく情報開示を行い、取締役会の下部組織に社会貢献サステナビリティ委員会を設置しました。さらに、従業員の健康・労働環境への配慮等を重視してグループ健康管理室を組成し、ビジョンを推進・実行する体制を整えました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	当連結会計年度 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)
営業収益	730,168百万円	732,519百万円
営業利益	25,648百万円	21,205百万円
経常利益	28,397百万円	24,140百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	12,592百万円	9,014百万円

連結業績の分析

①営業収益

営業収益は、7,325億19百万円（前年同期7,301億68百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、営業収益は200億74百万円減少しております。スーパーマーケット事業では、商品力を高め、「デスティネーション・ストア」への改装を進めるなか、生鮮・惣菜部門の強化を支える食品加工業及び卸売業が貢献するとともに、前期から当期にかけて子会社化した企業が寄与しました。一方、ホームセンター事業では、前年のコロナ禍における外出自粛及び感染対策により拡大した売上の反動減が見られました。

②営業利益

営業総利益は、2,122億63百万円（前年同期2,106億13百万円）となり、販売費及び一般管理費は、店舗の新設・改装に伴う施設費及び人件費の増加等により、1,910億57百万円（前年同期1,849億64百万円）となりました。

これらの結果、営業利益は212億5百万円（前年同期256億48百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、営業利益は22百万円減少しております。営業収益営業利益率は2.9%となり、前年同期に比べて0.6ポイント低下しました。

③経常利益

営業外収益は46億3百万円（前年同期46億98百万円）となり、営業外費用は16億68百万円（前年同期19億50百万円）となりました。

これらの結果、経常利益は241億40百万円（前年同期283億97百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、経常利益は22百万円減少しております。営業収益経常利益率は3.3%となり、前年同期に比べて0.6ポイント低下しました。

④親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益8億41百万円（前年同期8億98百万円）及び特別損失43億24百万円（前年同期47億51百万円）の計上により、税金等調整前当期純利益は206億57百万円（前年同期245億44百万円）となりました。また、法人税等の合計は94億7百万円（前年同期90億83百万円）、非支配株主に帰属する当期純利益は22億35百万円（前年同期28億68百万円）となりました。

これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は90億14百万円（前年同期125億92百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

スーパーマーケット(SM)事業

SM事業の営業収益は4,055億37百万円（前年同期3,962億48百万円）、営業利益は149億8百万円（前年同期161億3百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は58億63百万円減少しましたが、営業利益への影響は軽微であります。

株式会社バローでは、28店舗を「デスティネーション・ストア」へと改装し、生鮮食品部門の更なる強化を図り、既存店売上高（収益認識会計基準等の適用を除く）が前年同期比で1.1%増加しました。チラシに依存しないEDLP（エブリデー・ロー・プライス）を販売促進策とする店舗は、新店を含め65店舗となりました。惣菜を始めとするグループ製造商品やプライベート・ブランド商品の販売に注力するとともに、当社、株式会社アークス及び株式会社リテールパートナーズとの間で締結した資本業務提携の下、共同仕入・共同販売によるスケール・メリットの追求など、継続的な取り組みを進めました。なお、同事業のSM店舗につきましては、株式会社バローで3店舗を新設、3店舗を閉鎖、株式会社タチャで2店舗を新設しました。当連結会計年度末現在のSM店舗数は、2021年10月に子会社化した株式会社八百鮮及び株式会社ヤマタの計13店を含め、グループ合計312店舗となっております。

同事業では、SM並びに惣菜専門店「デリカキッチン」等における好調な販売が続く中部フーズ株式会社、前期に子会社化した大東食研株式会社、当期に子会社化した株式会社八百鮮及び株式会社ヤマタが営業収益の拡大に寄与しました。営業利益につきましては、株式会社バローにおける改装費用や人件費の増加、株式会社タチャの売上総利益の減少や開業費用の増加が影響しました。

ドラッグストア事業

ドラッグストア事業の営業収益は1,524億74百万円（前年同期1,505億75百万円）、営業利益は29億50百万円（前年同期39億78百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は27億75百万円減少しておりますが、営業利益には影響しておりません。

同事業におきましては、38店舗を新設、9店舗を閉鎖し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計478店舗（うち調剤取扱136店舗）となりました。2021年9月に開設したV・drug岐阜大学病院前薬局（岐阜県岐阜市）では、服薬支援・医薬品情報提供など適切な調剤サービスを行うとともに、最新の調剤機器を導入し、好調に推移しております。また、岐阜県・愛知県を中心にPCR・抗原検査体制を整え、受託件数が伸長しました。

同事業では、消費行動の変化を踏まえて、Lu Vitアプリを活用した健康に関する情報発信や管理栄養士が考案したレシピ掲載、アプリ限定クーポンの配信を積極的に続けたほか、EC売上高も伸張しました。既存店売上高（収益認識会計基準等適用の影響を除く）は、マスク・衛生用品等の反動減から前年同期比1.9%減少となったものの、調剤部門が堅調に推移

したほか、化粧品販売にも復調の兆しが見られました。営業利益につきましては、開業費用や人件費の増加が影響しました。

ホームセンター(HC)事業

HC事業の営業収益は1,229億47百万円（前年同期1,301億77百万円）、営業利益は50億61百万円（前年同期73億27百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、営業収益は47億円、営業利益は22百万円それぞれ減少しております。当連結会計年度に含まれるアレザホールディングス株式会社の当該事業の業績は、2022年2月期（2021年3月1日～2022年2月28日）を対象としております。なお、アレザホールディングス株式会社の2022年2月期は収益認識会計基準等を適用していないため、同社の当該事業の業績につきましては、当社の連結決算時に組み替えて影響額を算定しております。

同事業におきましては、商品原価の改善に取り組みとともに、プライベート・ブランド商品の開発・販売を進めました。前期集ごもり需要の反動減、2021年8月の天候不順等により、営業収益が前年同期を下回りました。店舗につきましては、株式会社ダイユーエイトで3店舗を新設、1店舗を閉鎖、株式会社ホームセンターバローでキャンプギア専門業態の第1号店「CAMP LINK岐阜店」（岐阜県岐阜市）を含む2店舗を新設、株式会社タイムで2店舗を新設し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計158店舗となっております。同事業では、建築資材が好調に推移しましたが、既存店売上高（収益認識会計基準等適用の影響を除く）は、株式会社ダイユーエイト、株式会社ホームセンターバロー及び株式会社タイムの3社で前年同期比3.0%減少しました。営業利益につきましては、売上減少に伴う売上総利益の減少が影響しました。

スポーツクラブ事業

スポーツクラブ事業の営業収益は98億47百万円（前年同期91億46百万円）、営業損失は5億59百万円（前年同期19億33百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は1億95百万円減少しておりますが、営業利益には影響していません。

同事業では、緊急事態宣言区域の一部店舗で臨時休業や時短営業を行ったものの、感染対策を講じながら通常営業を行い、既存会員の維持や休会制度利用者の復帰促進に努めました。店舗につきましては、月会費を抑えたフィットネスジム「スポーツクラブアクトス Will_G（ウィルジー）」9店舗（うちフランチャイズ運営7店舗）を新設、6店舗（うちフランチャイズ運営5店舗）を閉鎖し、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計193店舗（うちフランチャイズ運営59店舗）となっております。同事業では、前年に比べて休業店舗及び休業期間が少なく、損益分岐点の低減に向けての固定費削減への取り組み効果もあり、営業損失が縮小しました。

流通関連事業

流通関連事業の営業収益は104億51百万円（前年同期112億69百万円）、営業利益は32億6百万円（前年同期32億10百万円）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、営業収益は18億83百万円減少しておりますが、営業利益には影響していません。

物流、資材卸売、設備メンテナンスなど、流通に関わる事業に携わるグループ企業では、店舗新設や改装に伴う什器導入や、経費削減及び環境負荷低減に繋がる設備への入れ替えを進めました。

その他の事業

その他の事業の営業収益は312億60百万円（前年同期327億52百万円）、営業利益は25億10百万円（前年同期27億3百万円）となりました。収益認識会計基準等の適用により、営業収益は46億56百万円減少し、営業利益への影響は軽微であります。当連結会計年度に含まれるアレンザホールディングス株式会社の当該事業の業績は、2022年2月期（2021年3月1日～2022年2月28日）を対象としております。なお、アレンザホールディングス株式会社の2022年2月期は収益認識会計基準等を適用していないため、同社の当該事業の業績につきましては、当社の連結決算時に組み替えて影響額を算定しております。

同事業には、ペットショップ事業、不動産賃貸業、保険代理業、衣料品等の販売業等が含まれております。ペットショップ事業では、首都圏を中心に入居する商業施設が休業要請を受けて一部店舗で営業を自粛したものの、前年に比べて休業店舗及び休業期間は少なく、売上は堅調に推移しました。店舗につきましては、株式会社アミーゴで5店舗を新設、株式会社ホームセンターパローで2店舗を新設、2店舗を閉鎖、株式会社ジョーカーで1店舗を新設、1店舗を閉鎖したことにより、当連結会計年度末現在の店舗数はグループ合計115店舗となっております。

2. 資金調達等についての状況

(1) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は305億72百万円であります。

その主なものは、スーパーマーケットの新設5店舗で20億9百万円、改装28店舗で43億12百万円、ドラッグストアの新設38店舗で71億65百万円、ホームセンターの新設7店舗で39億51百万円、スポーツクラブの新設9店舗で40百万円及び先行投資の21億68百万円であります。

(2) 資金調達の状況

上記設備投資は主に自己資金でまかなっております。

3. 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和され、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、先行きにつきましては、ウクライナ情勢等による不透明感から、原材料価格の上昇や金融資本市場、特に為替相場の変動、供給面での制約等によるサプライチェーン分断リスクも考慮した企業経営が必要となり、これまで以上に変化への対応力がより問われると言えます。

当社では、2021年5月に2030年を見据えた中長期経営方針「バローグループ・ビジョン2030」、「サステナビリティ・ビジョン2030」を定めました。ドミナント形成地域では、バローグループの商品・サービス・決済で地域を便利に、豊かに繋ぐ「バロー経済圏」の構築を、展開全域においては、商品力で選ばれる「デスティネーション・カンパニー」を目指しています。その実現に向けて、顧客との接点を強化するとともに、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を通じて、「製造小売業」としてのビジネスモデルを更に進化させ、先行きの不確実性への迅速な対応、顧客および展開地域からの信頼を実現していきます。また、持続可能な社会の実現に向けて、事業活動を通じた全員活動によって、地域社会の発展と社会文化の向上に引き続き貢献してまいります。

中長期経営方針に基づき策定したバローグループ中期3ヵ年経営計画では、最終年度の2024年3月期において「営業収益7,800億円、営業利益290億円、経常利益310億円」、「ROE9.3%、ROIC6.3%、D/Eレシオ0.6倍」を定量目標として掲げております。この2年目にあたる2023年3月期は、上記の環境変化に適切に対処しつつ、製造機能の強化やサプライチェーンの情報連携による商品力の向上、EC戦略の推進やLu Vitカード・Lu Vitアプリを通じた顧客との接点強化に一層取り組んでまいります。

2023年3月期の設備投資につきましては、「デスティネーション・ストア」への転換を推進するため、引き続き既存店投資に重点配分するとともに、ビジネスモデルの進化を目的にDX関連を含むその他投資も予定しております。新店投資につきましては、スーパーマーケット8店舗、総菜専門店等12店舗、ドラッグストア20店舗、ホームセンター（専門業態を含む）8店舗、スポーツクラブ8店舗、ペットショップ5店舗の計61店舗の新設を計画しております。

4. 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期 (当連結会計年度)
営 業 収 益 (百万円)		565,931	678,096	730,168	732,519
経 常 利 益 (百万円)		16,091	16,878	28,397	24,140
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		7,910	6,477	12,592	9,014
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)		153.06	120.63	234.52	167.87
総 資 産 額 (百万円)		311,813	383,919	404,458	410,365
純 資 産 額 (百万円)		125,395	140,645	155,190	162,521

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 営業収益は、売上高と営業収入の合計であります。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

5. 重要な親会社及び重要な子会社の状況

(1) 親会社との状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 パ ロ ー	100百万円	100.00%	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 タ チ ヤ	30	100.00	スーパーマーケット事業
株 式 会 社 食 鮮 館 タイヨー	90	100.00	スーパーマーケット事業
中 部 フ ー ズ 株 式 会 社	95	100.00	食 品 加 工 業
中 部 薬 品 株 式 会 社	1,441	100.00	ド ラ ッ グ ス ト ア 事 業
株 式 会 社 ダイユーエイト	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株 式 会 社 タ イ ム	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株式会社ホームセンターパロー	100	100.00	ホ ー ム セ ン タ ー 事 業
株 式 会 社 ア ク ト ス	80	100.00	ス ポ ー ツ ク ラ ブ 事 業
中 部 流 通 株 式 会 社	52	100.00	食 品、雑 貨 及 び 資 材 の 卸 売 業
中 部 興 産 株 式 会 社	300	100.00	物 流 事 業
アレンザホールディングス株式会社	2,011	50.86	ホームセンター事業、ペット事業等を行う子会社の経営管理

6. 主要な事業内容

当社グループは、スーパーマーケット事業、ドラッグストア事業、ホームセンター事業、スポーツクラブ事業、流通関連事業及びその他の事業を営んでおります。

セグメント	事業の内容
スーパーマーケット事業	スーパーマーケットの営業、食品加工業、卸売業
ドラッグストア事業	ドラッグストアの営業、卸売業
ホームセンター事業	ホームセンターの営業、卸売業
スポーツクラブ事業	スポーツクラブの営業
流通関連事業	清掃業、設備メンテナンス業、物流事業、食品及び包装資材の卸売業
その他の事業	ペットショップ事業、不動産賃貸業、保険代理業、衣料品等の販売業等

7. 主要な営業所

(当社)

本店 岐阜県恵那市大井町180番地の1
 本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 名古屋本部 愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16番21号
 可児事務所 岐阜県可児市広見北反田1957番地の2

(株)バロー

本部 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 物流センター
 可児チルド物流センター（岐阜県可児市）
 可児ドライ物流センター（岐阜県可児市）
 大垣物流センター（岐阜県大垣市）
 北陸物流センター（富山県南砺市）
 北陸第2物流センター（富山県南砺市）
 静岡総合センター（静岡県島田市）
 一宮物流センター（愛知県一宮市）
 豊田物流センター（愛知県豊田市）
 福井チルド物流センター（福井県福井市）
 福井ドライ物流センター（福井県福井市）
 プロセスセンター
 可児プロセスセンター（岐阜県可児市）
 可児青果センター（岐阜県可児市）
 大垣プロセスセンター（岐阜県大垣市）
 北陸プロセスセンター（富山県南砺市）
 北陸青果センター（富山県南砺市）
 静岡プロセスセンター（静岡県島田市）
 福井畜産プロセスセンター（福井県福井市）
 福井水産プロセスセンター（福井県福井市）

(中部薬品(株))

本 部 岐阜県多治見市高根町4丁目29番地
物流センター 中部薬品物流センター(岐阜県多治見市)
木曾川物流センター(愛知県一宮市)
静岡物流センター(静岡県島田市)
北陸物流センター(富山県南砺市)

(アレンザホールディングス(株))

本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)ダイユーエイト)

本 社 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地

((株)タイム)

本 社 岡山県岡山市北区下中野465番地の4

((株)ホームセンターバロー)

本 部 岐阜県多治見市大針町661番地の1

((株)アクトス)

本 部 岐阜県可児市下恵土4120番地

(店 舗)

セグメント	会 社 名	都道府県別店舗数
スーパーマーケット 事 業	(株) バ ロ ー	岐阜県 70 愛知県 59 三重県 7 静岡県 23 富山県 13 石川県 14 福井県 23 長野県 9 滋賀県 14 山梨県 2 京都府 2 大阪府 3
	(株) タ チ ヤ	愛知県 11 岐阜県 6 三重県 2
	(株)食鮮館タイヨー	静岡県 16
	(株) 公 正 屋	山梨県 5 神奈川県 1
	(株) フ タ バ ヤ	滋賀県 3
	三 幸 (株)	富山県 8
	(株) て ら お 食 品	千葉県 4
	(株) 八 百 鮮	大阪府 5 愛知県 1
	(株) ヤ マ タ	大阪府 7
	そ の 他	愛知県 33 岐阜県 1 その他 3
ドラッグストア事業	中部薬品(株)他4社	岐阜県 156 愛知県 190 三重県 17 静岡県 22 富山県 44 石川県 17 福井県 19 滋賀県 5 京都府 5 大阪府 3
ホームセンター事業	(株)ダイユーエイト他3社	福島県 62 岐阜県 24 山形県 16 岡山県 13 愛知県 9 秋田県 8 宮城県 6 三重県 5 広島県 4 その他 11

スポーツクラブ事業	(株)アクトス他1社	愛知県 33 岐阜県 22 大阪府 14 三重県 12 兵庫県 11 千葉県 11 神奈川県 7 東京都 6 静岡県 6 その他 71
その他の事業	(株)アミーゴ他2社	東京都 17 神奈川県 14 兵庫県 10 広島県 8 福島県 8 岡山県 8 大阪府 5 埼玉県 5 山形県 4 その他 36
	(株)パロールホールディングス他2社	岐阜県 1 静岡県 1 岡山県 3

8. 従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度 末比増減
スーパーマーケット事業	4,332名	266名
ドラッグストア事業	1,542	110
ホームセンター事業	1,439	39
スポーツクラブ事業	365	△46
流通関連事業	606	28
その他の事業	590	△26
全社(共通)	162	4
合計	9,036	375

(注) 従業員数には、パートタイマー(21,709名)は含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額

主要な借入先	借入額
農林中央金庫	19,362百万円
株式会社三菱UFJ銀行	12,394
株式会社三井住友銀行	7,432
株式会社十六銀行	7,105

II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 200,000,000株
2. 発行済株式の総数 53,987,499株 (自己株式204,799株含む)
3. 株主数 17,777名
4. 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,860,500株	10.89%
公益財団法人伊藤青少年育成奨学会	2,910,000	5.41
株 式 会 社 子 雲 社	2,730,272	5.07
農 林 中 央 金 庫	2,542,800	4.72
株 式 会 社 十 六 銀 行	2,536,240	4.71
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,429,542	4.51
田 代 正 美	1,439,846	2.67
株式会社リテールパートナーズ	1,260,000	2.34
株 式 会 社 ア ー ク ス	1,260,000	2.34
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,223,240	2.27

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式には、「役員向け株式交付信託」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行が保有する当社株式80,542株は含まれておりません。

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	5,415株	3名

- (注) 1. 取締役3名への交付は、役員報酬B I P信託に係る交付であり、5,415株のうち1,500株は換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。
 2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

6. その他の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が保有している新株予約権等に関する事項

第3回新株予約権

- | | |
|---------------|--|
| (1)新株予約権の払込金額 | 払込を要しない |
| (2)新株予約権の行使価額 | 1個につき373,300円 |
| (3)新株予約権の行使条件 | ①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
②新株予約権の相続はこれを認めない。
③その他権利行使の条件は、「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。 |
| (4)新株予約権の行使期間 | 2017年9月1日から2022年8月30日まで |
| (5)当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	510個	普通株式 510,000株	7名

- #### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況
- 該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	田代正美		株式会社バロー代表取締役社長
取締役副社長	横山 悟		株式会社アクトス代表取締役社長 株式会社バローマックス代表取締役社長
常務取締役	篠花 明	管理本部長兼財務部長	中部アグリ株式会社代表取締役社長 株式会社バローエージェンシー代表取締役社長 株式会社岐東ファミリーデパート代表取締役会長
取 締 役	森 克 幸		株式会社タチヤ代表取締役会長 株式会社バロー専務取締役 株式会社八百鮮取締役会長 株式会社ヤマタ代表取締役会長
取 締 役	小池孝幸	流通技術本部長兼システム部長	中部興産株式会社代表取締役社長
取 締 役	米 山 智	事業改革推進室長兼ルビット事業部長	
取 締 役	和賀登盛作		株式会社ホームセンターバロー代表取締役社長 株式会社ファースト代表取締役社長 アレンザホールディングス株式会社取締役副社長
取 締 役	高 巢 基 彦		中部薬品株式会社代表取締役社長
取 締 役	浅 倉 俊 一		アレンザホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社ダイユーエイト代表取締役社長
取 締 役	高 橋 俊 行		
取 締 役	林 美 保 子		株式会社オレンジ・コミュニケーション取締役社長
取 締 役 常勤監査等委員	高 山 景		
取 締 役 監 査 等 委 員	増田陸奥夫		一般社団法人日本食農連携機構理事長
取 締 役 監 査 等 委 員	秦 博 文		公認会計士秦博文事務所所長 佐藤食品工業株式会社社外取締役
取 締 役 監 査 等 委 員	伊 藤 時 光		伊藤時光税理士事務所所長 株式会社ウツノ社外監査役

- (注) 1. 取締役高橋俊行氏及び林美保子氏、取締役監査等委員増田陸奥夫氏、秦博文氏及び伊藤時光氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
2. 取締役監査等委員秦博文氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役監査等委員伊藤時光氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、常勤監査等委員が重要な会議等に出席し情報収集することにより、業務執行取締役の職務執行を常時監視する体制を確保し、また、会計監査人及び監査室との密な連携が図れる体制を構築するとともに、監査等委員会へ報告することにより社外取締役である監査等委員との情報共有や連携を通じて実効性の高い監査機能を発揮するため、常勤監査等委員を選定しております。
5. 重要な兼職の状況に記載の以下の法人は、当社の子会社であります。

株式会社パロー アレンジホールディングス株式会社 株式会社アクトス 株式会社パローマックス 中部アグリ株式会社 中部興産株式会社 中部薬品株式会社 株式会社ヤマタ	株式会社岐東ファミリーデパート 株式会社ホームセンターパロー 株式会社タチヤ 株式会社パローエージェンシー 株式会社ファースト 株式会社ダイユーエイト 株式会社八百鮮
--	---
6. 取締役設楽雅美氏及び玉井宏和氏、取締役監査等委員志津彦彦氏は、2021年6月25日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
7. 重要な兼職の状況に記載の株式会社オレンジ・コミュニケーション、一般社団法人日本食農連携機構、公認会計士秦博文事務所、佐藤食品工業株式会社、伊藤時光税理士事務所及び株式会社ウツノと当社との関係で記載すべき事項はありません。
8. 当社は社外取締役と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。
 - ・取締役が任務を怠ったことによって損害賠償を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなり、全ての被保険者の保険料を当社が全額負担しております。当該保険の被保険者は、当社の全ての取締役です。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等については、これらを填補の対象外としております。

2. 当社の会社役員に対する報酬

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	296 (8)	190 (8)	60 (一)	46 (一)	10名 (2名)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	34 (18)	34 (18)	— (一)	— (一)	5名 (3名)

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額60百万円(監査等委員を除く取締役60百万円)を含めております。
2. 2016年6月30日開催の第59期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額を年額4億円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額5千万円以内とする旨を決議しております。なお、本総会決議に係る取締役の員数は、取締役(監査等委員である取締役を除く)が10名、監査等委員である取締役が4名であります。
3. 非金銭報酬等は、2017年に役員退職慰労金制度を廃止し、それに替わるものとして導入した株式報酬制度である株式交付信託の当事業年度の費用計上額であります。
4. 取締役の報酬の額またはその算定方法の決定方針

(1) 基本方針

- ① 役員報酬等の構成は、基本報酬と業績連動報酬である賞与、株式報酬とし、社内・社外の別に応じて設定します。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から基本報酬のみで構成します。
- ② 基本報酬額は、優秀な人材を経営者として登用(採用)できる報酬額とし、当社の業績や各取締役の業務執行状況、功績、貢献度等を総合的に評価して設定します。
なお、使用人兼務取締役の使用人部分につきましては、従業員の賃金規程に基づき支給します。また、連結子会社出身の取締役(役付取締役を除く)の子会社における報酬は、子会社の役員報酬に係る規定に基づき支給します。
- ③ 業績連動報酬となる賞与は、株主総会で承認を得た報酬額の範囲内で、過去の支給実績及び当期の業績、取締役が委任を受けている事業の業績等を勘案して算定し、支給します。
- ④ 株式報酬は、2017年6月29日開催の第60期定時株主総会で承認された株式交付信託制度であり、取締役退任時に当社株式が交付されます。その運用は、同日開催の取締役会で承認された「役員向け株式交付規程」に基づき行います。

(2) 手続き

基本報酬額及び賞与額の決定につきましては、透明性・客観性を高めるため、取締役会の諮問機関として業務執行取締役2名、社外取締役3名で構成する指名・報酬委員会にてその内容を検討の上、取締役会の決議により、その決定を指名・報酬委員会の答申を重視することを条件として、代表取締役会長兼社長である田代正美に再一任しております。その権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の委任を受けている事業の評価を行うには最も適しているからであります。

3. 社外役員に関する事項

区 分	氏名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	高 橋 俊 行	第64回株主総会での就任後に開催された取締役会すべてに出席し、主に食品製造業に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役	林 美保子	第64回株主総会での就任後に開催された取締役会すべてに出席し、主に広報・広告活動やイベントの企画・運営に関する豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	増 田 陸奥夫	当事業年度に開催された取締役会に12回中10回出席及び監査等委員会に15回中12回出席し、主に金融機関に勤務した豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	秦 博文	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊 藤 時 光	当事業年度に開催された取締役会及び監査等委員会すべてに出席し、主に税理士として培ってきた豊富な経験・見地から適宜発言を行っております。

V. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	145百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠について確認し、検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法に基づく監査の額の区分をしておりませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 会計監査人監査の対象となるすべての子会社につきましても、EY新日本有限責任監査法人が会計監査人となっております。

3. 会計監査人と責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

4. 解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認める場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

VI. 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

今後の長期的・安定的な事業展開に備え、企業体質の強化のために内部留保を高めつつ、株主各位に対して、安定的かつ継続的な配当と利益還元を行うことを基本方針としております。

当期末配当金につきましては、2022年5月12日に発表の通り前期より1円増配し、30円と決定いたしました。これにより、中間配当金26円と合わせた年間配当金は、前年より2円増配の56円となります。

また、内部留保につきましては、グループ事業の拡大に向けた事業基盤強化のための投融資に有効活用いたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	110,217	流動負債	148,045
現金及び預金	23,260	支払手形及び買掛金	57,237
受取手形、売掛金及び契約資産	14,905	短期借入金	19,841
商品及び製品	56,261	コマーシャル・ペーパー	17,000
原材料及び貯蔵品	1,128	1年内返済予定の長期借入金	17,795
その他の	14,670	リース債務	2,445
貸倒引当金	△9	未払法人税等	3,480
固定資産	300,148	賞与引当金	3,540
有形固定資産	225,312	役員賞与引当金	198
建物及び構築物	144,152	ポイント引当金	485
機械装置及び運搬具	4,231	店舗閉鎖損失引当金	58
土地	54,282	資産除去債務	65
リース資産	7,961	その他の	25,895
建設仮勘定	4,497	固定負債	99,799
その他の	10,186	社債	10,000
無形固定資産	17,759	長期借入金	47,511
のれん	2,323	リース債務	10,862
リース資産	112	繰延税金負債	198
その他の	15,323	役員退職慰労引当金	496
投資その他の資産	57,077	退職給付に係る負債	6,297
投資有価証券	9,787	資産除去債務	16,143
長期貸付金	1,078	長期預り保証金	6,821
繰延税金資産	9,900	その他の	1,468
差入保証金	32,578	負債合計	247,844
その他の	4,092	純資産の部	
貸倒引当金	△360	株主資本	148,156
資産合計	410,365	資本	13,609
		資本剰余金	20,063
		利益剰余金	115,030
		自己株	△547
		その他の包括利益累計額	431
		その他有価証券評価差額金	559
		繰延ヘッジ損益	5
		為替換算調整勘定	132
		退職給付に係る調整累計額	△266
		新株予約権	121
		非支配株主持分	13,811
		純資産合計	162,521
		負債及び純資産合計	410,365

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	708,484		
営業	520,255		
販売	188,228		
営業	24,034		
受取	212,263		
受取	191,057		
受取	21,205		
受取		134	
受取		182	
受取		1,588	
受取		648	
受取		85	
受取		1,963	4,603
受取			
受取		764	
受取		497	
受取		405	1,668
受取			24,140
受取		84	
受取		1	
受取		77	
受取		582	
受取		0	
受取		95	841
受取			
受取		42	
受取		186	
受取		3,308	
受取		421	
受取		6	
受取		358	4,324
受取			20,657
受取		7,985	9,407
受取		1,421	
受取			11,250
受取			2,235
受取			9,014

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	73,499	流動負債	111,189
現金及び預金	9,268	買掛金	4
売掛金	4,937	短期借入金	14,550
商品	9	長期借入金	17,000
貯蔵品	39	入金借入金	24,301
前払費用	1,693	未払消費税等	11,777
関係会社短期貸付金	48,335	未払法人税等	185
未収入金	7,642	未払消費税等	36,858
その他の金	1,840	未払消費税等	98
貸倒引当金	△267	前払消費税等	350
		未払消費税等	129
		前払消費税等	581
		前払消費税等	724
		前払消費税等	3,148
		前払消費税等	81
固定資産	170,952	賞与引当金	60
有形固定資産	107,018	役員報酬引当金	1,056
建物	61,996	賞与引当金	60
構築物	7,297	役員報酬引当金	220
機械及び装置	1	役員報酬引当金	61,490
車両運搬具	13	役員報酬引当金	10,000
器具及び備品	313	役員報酬引当金	31,697
土地	35,506	役員報酬引当金	160
リース資産	1,388	役員報酬引当金	2,072
建設仮勘定	500	役員報酬引当金	314
無形固定資産	7,606	役員報酬引当金	2,572
借地権	5,460	役員報酬引当金	169
商標	4	役員報酬引当金	8,428
ソフトウェア	2,081	役員報酬引当金	5,532
電話加入権	60	役員報酬引当金	463
投資その他の資産	56,328	役員報酬引当金	78
投資有価証券	8,325	役員報酬引当金	172,680
関係会社株式	19,976	役員報酬引当金	
出資金	1	役員報酬引当金	
関係会社長期貸付金	12,434	役員報酬引当金	
長期前払費用	678	役員報酬引当金	
繰延税金資産	2,461	役員報酬引当金	
差入保証金	16,396	役員報酬引当金	
その他の金	123	役員報酬引当金	
貸倒引当金	△4,071	役員報酬引当金	
資産合計	244,452	負債及び純資産合計	244,452
		株主資本	71,115
		資本	13,609
		資本剰余金	15,540
		資本剰余金	14,363
		資本剰余金	1,176
		資本剰余金	42,512
		資本剰余金	322
		資本剰余金	42,190
		資本剰余金	45
		資本剰余金	28,400
		資本剰余金	13,745
		資本剰余金	△547
		資本剰余金	555
		資本剰余金	555
		資本剰余金	101
		資本剰余金	71,772
		資本剰余金	244,452

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）
独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

 株式会社 バローホールディングス
 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中川 昌美

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 水谷 洋隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バローホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社 バローホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川 昌美
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水谷 洋隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バローホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症対策として一部監査等でweb会議システムを利用するなどして監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。主要な子会社の監査役等とは、グループ監査役連絡会を開催して情報交換を図りました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の方針の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

株式会社バローホールディングス 監査等委員会

常勤監査等委員	高山 景	㊟
監査等委員	増田 陸奥夫	㊟
監査等委員	秦 博文	㊟
監査等委員	伊藤 時光	㊟

(注) 監査等委員増田陸奥夫、秦博文および伊藤时光は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

開催場所が前年と異なっております。お間違えのないようお願い申し上げます。

2022年6月30日（木曜日）午前10時
岐阜県可児市下恵土 3433-139
可児市文化創造センター主劇場



総会ご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

●交通機関のご案内

1. JR 太多線「可児駅」、名鉄広見線「新可児駅」より徒歩約 30 分。
2. 名鉄広見線「日本ライン今渡駅」より徒歩約 10 分。
3. 会場駐車場は、駐車台数に限りがありますので、あらかじめご了承願います。
また、会場近隣の店舗等への無断駐車は、ご遠慮頂きますようお願い申し上げます。

ご案内の会場は公共施設であり、新型コロナウイルスの感染拡大等で開催が不可能となる場合が想定されます。会場変更を含め、開催当日までに変更が発生した場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにてご案内いたします。

ご来場を検討されている株主さまは、開催日の前日には、当社ウェブサイトをご確認ください。
当社ウェブサイト URL <https://valorholdings.co.jp/>